

令和6年9月3日
防災街づくり担当部
防災街づくり課

「世田谷区耐震改修促進計画」改定作業の着手について

1 主 旨

区では、首都直下地震をはじめとした地震による建築物の倒壊に伴う被害を防ぎ、区民の生命と財産を守り、災害に強く復元力をもつまちを実現するため、平成19年7月に「世田谷区耐震改修促進計画」を策定し、この間3度の改定を行いながら建築物の耐震化に取り組んでいる。

現行の「世田谷区耐震改修促進計画」の計画期間が、令和7年度末で終了する予定であることから、令和8年4月の改定に向け、改定作業に着手する。

2 現行計画の概要及び計画の位置づけ

(1) 現行計画の概要

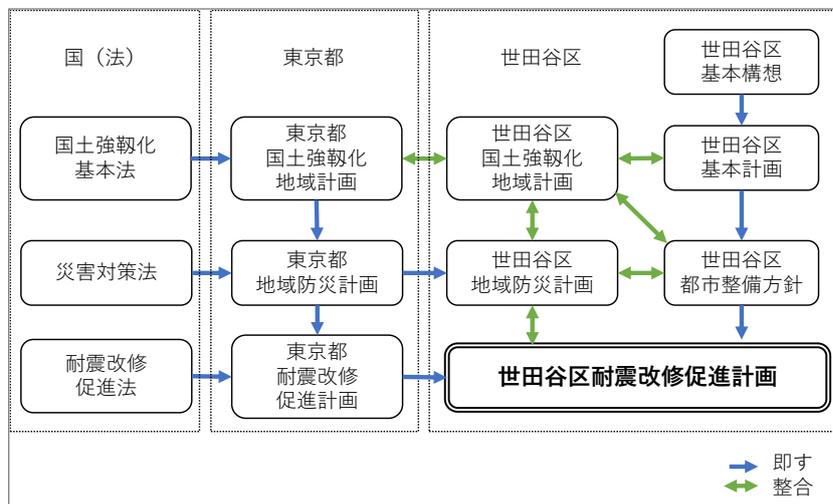
現行計画には、世田谷区内の耐震化の現状と目標、区の耐震化支援の基本的な方針や、普及啓発及び耐震化支援、また、その他総合的な安全対策についての取り組み等を記載している。

《現行計画の耐震化の目標》

住宅	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
特定建築物	耐震化率95%の達成
特定緊急輸送道路沿道建築物	総合到達率を99%以上、かつ、区間到達率95%未満の解消
防災上重要な区公共建築物	耐震化率100%の達成

(2) 計画の位置づけ

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第6条の規定に基づき策定したもので、「世田谷区都市整備方針」における分野別整備方針のひとつとして位置づけている。



【世田谷区耐震改修促進計画（令和3年4月）より引用】

3 近年の主な取り組みと状況

昭和56年5月までに着工された木造住宅（旧耐震基準の木造住宅）に対して、直接ポスティングを令和3年度から今年度にかけて実施している。（総数約24,200件）その結果、令和3年度から令和5年度までに695件の耐震診断の支援を実施した。

令和6年4月から、新たに昭和56年6月から平成12年5月までに着工された木造住宅（新耐震基準の木造住宅）を耐震化支援の対象とした。令和5年度一年間の区が支援した耐震診断件数は198件であったところ、今年度は7月末時点で182件（うち、新耐震基準の木造住宅は49件）の申請を受け付けている。

《耐震化支援の助成状況》

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
木造住宅	耐震診断	283	214	198
	補強設計	1	0	0
	耐震改修等	10	18	7
	訪問相談	60	87	74
	除却	105	101	98
非木造建築物	耐震診断	5	7	5
	補強設計	3	1	7
	耐震改修	1	1	1
	アドバイザー派遣	5	7	11
特定緊急輸送道路沿道建築物	補強設計	4	6	1
	耐震改修等	4	6	3
ブロック塀等の除却		14	4	15
家具転倒防止器具取付		153	288	360

（単位：件）

4 改定における主な検討事項

現行計画の耐震化の目標に対する現状やこれまで実施してきた取り組みにおける成果及び課題を整理し、次期計画期間の取り組み方針について検討する。特に住宅の耐震化については、令和6年度から耐震化支援を開始した新耐震基準の木造住宅の対象棟数や耐震化の状況等を把握して、新耐震基準の木造住宅を含む耐震化目標を定める。

また、区民ニーズに応じた耐震シェルター等に対する助成金額を含む制度の検討や、家具転倒防止器具取付支援制度について、現在、区が実施している区民への防災カタログギフトの応募の動向等から、制度のあり方について検討を行う。

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年	2月	都市整備常任委員会（中間報告）
	9月	都市整備常任委員会（素案の報告） 素案の公表及び区民意見募集
令和8年	2月	都市整備常任委員会（案の報告）
	4月	世田谷区耐震改修促進計画改定